



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 自治体のハラスメント対策への意識・現状を調査

～厚生労働省

「令和3年度老人保健健康増進等事業」による「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する調査研究」の報告書がこのほど公表された(株式会社三菱総合研究所による調査)。

同調査は、厚生労働省では介護現場におけるハラスメント対策に関するマニュアル等を作成しているが、施設・事業所のみならず自治体でも十分に活用されていない現状がある点や、現場だけでは予防や対応に限界があることを指摘。市町村におけるハラスメント対策の取り組み実態や取り組み上の課題解決に向けた対応策を検討することを目的に、昨年11月に全国の市町村(特別区を含む)を対象に実施され、1,070市町村から有効な回答を得た(有効回収率61.5%)。

調査結果によると、「介護現場におけるハラスメントの予防や対策は必要である」と回答した市町村は94.0%。介護事業者と自治体の役割については、「介護事業者が中心であるが、自治体も多少の役割を負う必要があると思う」が54.2%、「介護事業者と自治体が連携して対応する必要があると思う」が38.8%と、合わせて9割を超えた。一方で、地域医療介護総合確保基金のメニューである「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」については、「知らない」と68.0%の自治体が回答。自治体側からの積極的な情報収集や介護施設・事業所に対する支援が実施されていない現状が示された。

報告書ではこれから取り組むべき事項として、▽都道府県・市町村や業界団体等を通じて、施設・事業所に対し対策マニュアル等を周知し、ハラスメントの予防や対策に向けた取り組みを促すことや、▽施設・事業所だけで問題を抱え込まないために、地域ケア会議等を活用して地域関係者と連携し、相談体制や地域全体で対応できる体制を築くこと、▽介護現場のハラスメントに関する調査結果から出た取り組みを参考に、市町村が具体的な取り組みを行うこと、の3つのポイントを整理した。

## 介護職のさらなる賃上げ、全世代型社会保障の構築を推進

～政府

政府は6月7日、令和4年第8回経済財政諮問会議・第9回新しい資本主義実現会議の合同会議を開催し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（案）」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（案）」（「骨太の方針 2022（案）」）を取りまとめた。両案とも同日、閣議決定された。

「新しい資本主義」の実行計画では、投資を重点化する柱の一つに「人への投資と分配」を明記。経済成長に向けて賃上げを推進する取り組みとして、「介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し」を盛り込んだ。今年2月から介護・障害福祉職員、コロナ禍対応を担う看護師等の収入を3%程度引き上げる措置が行われているが、今後も必要な人材を確保する観点から、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえたうえで、「職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで」収入を引き上げることを検討するとしている。

そのほか、子ども・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援する取り組みとして、「家庭における介護の負担軽減」に言及。高齢化により要介護高齢者が大幅に増加するとともに、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族の介護力の低下が予想されることを見据え、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえた介護サービスの基盤整備を着実に実施するとした。また、認知症対策として、認知症の人やその家族への伴走型支援、成年後見・権利擁護支援等の議論を進めることや、ヤングケアラー支援の充実なども盛り込んでいる。

「骨太の方針 2022」では、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、「全世代型社会保障の構築」を進めることを明記した。給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの構造から、能力に応じて皆が支え合うことを基本とする制度への転換をめざす方針を示している。この実現に向けて、男女が希望どおりに働ける社会の構築や、家庭における介護の負担軽減のために介護サービスの基盤整備等の推進に言及し、そのための環境整備や必要な人材を確保するための処遇改善に取り組むとしている。

社会保障分野においては、経済・財政一体改革を強化・推進することを明記。その一環として、介護費の適正化を進めるとともに、介護分野のDXを含む技術革新を通じてサービスの効率化・質の向上を図っていく。また、経営実態の透明化の観点から、介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備し、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などを促進するとしている。さらに、介護サービスの生産性向上を図るため、タスク・シフティングや経営の大規模化・協働化を進めることもうたっている。

## 規制改革実施計画を閣議決定

～政府

政府は6月7日、5月27日に取りまとめた「規制改革推進に関する答申」を踏まえた規制改革実施計画を、閣議決定した。

答申では、「利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築」を進めるとして、基本的考え方として、介護人材不足や処遇の状況を踏まえ、必要な人に必要な介護サービスを提供し続けられる介護制度の構築が必要と記載。また、ケアの質の確保と職員の負担軽減・処遇改善を両立させるため、介護現場でのデータ・ICT技術の利活用を推進するとともに、特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの対応の検討、デジタル化やワンストップ化等による各種申請・届出等の手続き負担の削減を進めるよう求めている。

この答申に基づき、実施計画では講じるべき措置として、▽特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化、▽特別養護老人ホームにおける施設内の医療サービス改善、▽介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減——について、実施時期を明記した。そのほか、「常駐・専任に係る規制の見直し」として、▽サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直しも盛り込まれた。

## ウクライナ避難民への介護保険の取り扱いを周知

～厚生労働省

厚生労働省は6月3日、「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る介護保険の適用について(その2)」(介護保険最新情報 Vol. 1080)を自治体関係者に事務連絡し、ウクライナ避難民に対する介護保険料および利用者負担についての取り扱いを示した。

具体的に、保険料の賦課および利用者負担割合の判定については、ウクライナ避難民は今年1月1日時点で日本に住所を有していないため、前年の国内所得がないと判断できる場合は、▽保険料の賦課に当たっては、原則として第1段階に該当するものとしつつ、同一世帯に他の世帯員がいる場合には、当該世帯員の課税状況等を踏まえて判断する、▽利用者負担割合の判定に当たっては、負担割合を1割とする。利用者負担が負担限度額を超えた場合は、通常どおり高額介護サービス費の対象とする——とした。保険料または利用者負担の減免については、災害等の特別な理由がある者に対して減免や執行猶予を行えることや、一定の特段の事情がある被保険者に利用者負担減免を行えることを踏まえ、同様に減免や執行猶予を行えるとの判断を示している。

そのほか、身元引受人がないウクライナ避難民に対する保険料および利用者負担の財政支援の取り扱いも明記している。

## 増加が見込まれる在宅医療の課題を指摘

～厚生労働省

厚生労働省は5月30日、「第94回社会保障審議会介護保険部会」を開催し、前回(5月16日)に引き続き、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」について議論した。

この日、厚労省はまず、5月17日の第5回全世代型社会保障構築会議の議論の中間整理の概要と今後の取り組み内容を報告。次に、前回の部会での要求を受けて、追加資料として「第1号被保険者の年齢階級別認定率の変化」「二次医療圏別の医療需要の変化」「介護予防・日常生活支援総合事業の実施市町村数・実施事業所数(2020年度)」などのデータを示したほか、「地域共生社会に向けた取組事例(愛知県東海市・千葉県松戸市)」などを紹介した。

審議では委員から、「従前相当のサービスの多い介護予防・日常生活支援総合事業について総括が必要」「定期巡回・随時対応型サービスや看護小規模多機能型居宅介護の地域偏在の要因を分析し、普及促進策を検討することが急務」といった意見が出た。また、今後増加が見込まれる在宅医療については「エビデンスが足りない。今後、EBMを積み上げてほしい」「医師や看護師、リハビリスタッフ、介護福祉士、管理栄養士、薬剤師、ソーシャルワーカーなどが別々にアプローチするのではなく、チームケアに重点をおいて考えていくべき」といった声が上がった。

## 春の建議 骨太方針への反映を要請

～財務省

財務省は5月25日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、「歴史の転換点における財政運営」と題した春の建議をとりまとめ、財務大臣に提出した。

社会保障については、4月13日に行われた審議内容をベースにした13の項目について議論を進めた。それを踏まえ、介護分野では、人材確保・処遇改善のために効率的な介護サービス提供体制の構築を図ることが重要とし、ICTの実用化やタスクシフトによる人材活用など業務負担軽減と効率的な人員配置を推進することに加え、費用構造の改善に資する経営の大規模化・協働化を図るべきと提言している。

提言の具体的な内容は次のとおり。▽業務の効率化と経営の大規模化・協働化、▽介護施設・事業所等の経営状況の把握、▽利用者負担の見直し、▽ケアマネジメントの利用者負担の導入等、▽多床室の室料負担の見直し、▽区分支給限度額の在り方の見直し、▽地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の在り方の見直し、▽軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等、▽軽度者に対する居宅療養管理指導サービス等の給付の適正化、▽介護給付費適正化事業(適正化計画)の見直し、▽居宅サービスについての保険者等の関与の在り方。